

都市計画 **耐震診断(精密診断)・改修費用の一部を補助します**

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

町では、建築物の耐震化を促進するために、昭和56年5月31日以前に適法に建築に着工された戸建て木造住宅と緊急輸送道路※沿道の建築物に対して、耐震診断および耐震改修(戸建て木造住宅のみ)に要した費用の一部を補助(予算枠の範囲内)しています。

※緊急輸送道路とは、地震発生時に緊急車両などの通行や避難場所などへの物資の供給を確保するために、県や町が指定した路線のこと。

■募集期間
6月3日(月)～9月30日(月)



▲木造住宅

	対象建築物	補助率	補助額(上限)
耐震診断	戸建て木造住宅	補助対象経費の3分の2以内	8万6千円
	緊急輸送道路沿道建築物		20万円
耐震改修	戸建て木造住宅	補助対象経費の2分の1以内	60万円

空き地の雑草は除去しましょう

町は、「菊陽町あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」により、生活環境の保全と安全安心のまちづくりを進めています。

これからの季節は雑草などの生育が盛んになり、町には多くの相談が寄せられます。

雑草などの繁茂の一般的な被害は、▶枝葉などの隣接地への越境▶害虫の発生▶ごみの不法投棄の誘発▶花粉アレルギー▶道路の見通し遮へいによる交通事故の誘発▶周辺農地などへの種子の飛散▶防犯や美観上の問題▶冬期には枯れ草火災も心配されます。

所有者の人は適切なお対応と管理をお願いします。



▲雑草などが生い茂った空き地

■問い合わせ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

「集落内開発制度」の区域が指定されています

平成20年度から運用が開始されている「集落内開発制度」について、町では50戸以上が連たんする既存集落の18カ所が区域に指定されており、指定された区域内では次のものが建築できます。

■条例指定区域内で建築できるもの

①住宅(共同住宅、寄宿舎および下宿を除く)

[1区画の敷地面積は、200㎡以上500㎡以下]

②店舗面積500㎡以内の日用品販売店舗

[敷地面積は、2,500㎡以内]

③店舗併用住宅(①、②の併用住宅)

[敷地面積は、2,500㎡以内]

※店舗面積の算定方法は、大店立地法に準拠する。

この制度によって指定された菊陽町の区域は、都市計画課で閲覧することができます。区域内の土地利用をお考えの人は、都市計画課までご相談ください。

■問い合わせ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

男女共同 支え合い ともに歩む 幸せのみち

☎総務課 男女共同参画推進係 ☎(232)5536



菊陽町男女共同参画社会推進懇話会委員
阪本 英晴さん

私は懇話会委員になって2年目で、委員としては初任者同然です。一昨年「菊陽町男女共同参画宣言都市」記念式典に参加させていただき、鼻ぐり井手築造をモチーフにした創作劇や講師の実体験を基にした講演は素晴らしい感銘を受けました。と同時に、自分の認識のなさも反省させられました。熊本では江戸時代から男女共同参画社会実現の取り組みがあったこと、それには長い歴史があったこと、認識を新たにしました。

テレビで「仕事と子育て 女のサバイバル」が放映されていました。男女雇用機会均等法が施行されて27年が過ぎても出産を機に会社を辞める女性が6割いる。女性の社会進出が進まない背景にあるのはワーク・ライフ・バランスを唱えながら、長時間労働が当たり前の会社。ママさん社員が定時に帰宅することが難しかったり、子育てをしながら懸命に

働いても評価されない。さらに、女性が働くことに対して依然として理解がない夫や親、時には職場の同僚までもが敵に回ってしまうなど多面的に編集してあり、本質に迫る内容構成になっていました。男女共同参画社会が実現すればGDPが4%アップするそうです。日本社会の活性化とも密接につながっています。女性を大切にしている企業は生き残り、女性の目線を探り入れた企業は業績を伸ばしています。女性の活躍を阻む者は男性、また女性自身であるとも言っています。

今、委員になって思うことは私自身身身赴任の時、家事は自分で全て行っていたのに、それが終わったら家事をほとんどしなくなっていました。大いに反省しています。思い立ったが吉日、掃除や草取り、水掛けなど小さな一歩から始めようと思っています。

6月23日～29日は「男女共同参画週間」～ 紅一点じゃ、足りない。～

国は、「男女共同参画社会基本法」の施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。今年度のキャッチフレーズは「紅一点じゃ、足りない。」です。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、国や県、町だけでなく、町民の皆さん一人一人の取り組みも必要です。

町民の皆さんにその取り組みの輪を広げてもらうため、男性と女性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、「男だから」「女だから」という固定的な考え方にとらわれず、お互いに社会のパートナーとして認め合う意識を持ち、「男女共同参画社会」の実現に向けて、私たち一人一人が歩みを進めていきましょう。

■問い合わせ

総務課 男女共同参画推進係(三里木町民センター)

☎(232)5536

男女共同参画社会づくり 地域リーダー研修生募集

男女が共に暮らしやすい豊かな地域社会づくりに向け、あなたも地域で活躍してみませんか。

地域リーダーを育成するため、研修生を募集します。

■募集対象 県内在住の20歳以上65歳未満で、全研修課程に意欲を持って参加できる人

■研修時期 ①事前研修 9月27日(金)
②国内派遣研修(埼玉県・東京都) 10月24日(木)～27日(日)(予定)(3泊4日)
③事後研修 平成26年1月

1人
■募集人員
■募集締切

6月27日(木)
■参加費用 研修に要する費用は県と町が負担します。
※一部個人負担があります。

■応募方法 総務課男女共同参画推進係(三里木町民センター)にある参加申込書に記入してください。また申込書は、町ホームページからダウンロードできます。

■発表 選考後、7月中旬に通知します。

■問い合わせ 総務課 男女共同参画推進係(三里木町民センター)
☎(232)5536